



資格確認書の取扱いに係る留意事項

 公立学校共済組合三重支部

新規に組合員資格取得または被扶養者認定を受けた方へ

【マイナ保険証をお持ちの方】

マイナ保険証をお持ちの方も、資格情報が正しく反映するまでに一定期間を要することから、一時的な資格確認書（有効期限1か月）を交付しています。有効期限内またはマイナポータルにて資格情報の反映をご確認いただくまでは、資格確認書をご利用ください。

【マイナ保険証をお持ちでない方】

資格確認書（有効期限最長5年）を交付しています。

※有効期限を経過した資格確認書は
ご自身で破棄してください。

1. 資格確認書の取扱いについて

（1） 資格確認書の交付を受けたときは、すぐに住所欄（裏面）に住所を記入して大切に保管してください。

（2） 組合員または被扶養者の資格を喪失したときに、有効期限内の資格確認書を有している場合には、資格確認書を返納してください。なお、有効期限を経過した資格確認書は返却不要です。

普通認定を受けている被扶養者の方が、給与法上の扶養手当の対象者でなくなった場合は、共済組合への手続きが必要となります。特別認定に区分変更できるか、被扶養者認定を取り消す必要があるかを確認し、速やかに該当手続きを行ってください。

（3） 被扶養者の要件に該当しなくなったときは、その事実及び年月日が確認できる書類を添えて、速やかに「被扶養者〔取消〕申告書」により共済組合に届出を行ってください。なお、有効期限内の資格確認書を有している場合には資格確認書も添付してください。

届出がなかった（遅れた）場合、被扶養者としての資格を喪失したと認められる日以降の医療費等を返還いただくこととなります。マイナ保険証を保有している方も取消手続きは必要です。

被扶養者の要件等については別資料の「被扶養者の認定を受けた方へ」等でご確認ください。

注：組合員の配偶者で、国民年金第3号被保険者である者が被扶養者に該当しなくなったときは、他の被用者保険の被保険者となった場合を除き、組合員の配偶者本人が住民票のある市区町村で国民年金第1号被保険者への種別変更の届出を行う必要があります。

（4） 氏名が変更になったときは、「記載事項等変更申告書」により遅滞なく共済組合に届出を行ってください。資格確認書（有効期限内）の交付を受けている方は、以下の添付書類が必要です。有効期限を経過した資格確認書は添付不要です。

事 由	添付書類
組合員の氏名が変更になったとき	組合員と被扶養者全員分の資格確認書
被扶養者の氏名が変更になったとき	該当する被扶養者分の資格確認書

注：組合員及び被扶養者の住所変更に係る手続きを行うときは、資格確認書の提出は不要です。資格確認書の裏面の住所欄には、ご自身で新住所を記入してください。

裏面へ続きます

- (5) 資格確認書は、紛失又は盗難に遭うことのないよう大切に保管してください。万が一、盗難に遭った場合、共済組合ではその被害についての責任を負いかねますので、必ず警察に盗難届を提出してください。
共済組合へ「再交付申請書」を提出することにより、資格確認書が再交付されます。

2. 資格確認書の使用について

- (1) 保険診療を受けようとするときは、受診の都度、資格確認書を保険医療機関の窓口に提示してください。
- (2) 公務災害（公務上で発生した傷病）及び通勤災害については、マイナ保険証又は資格確認書を使用して診療を受けることはできません。
- (3) 第三者加害行為（交通事故など、公務外のものに限る。）で発生した傷病についてマイナ保険証又は資格確認書を使用する場合は、共済組合へ所定の手続きを行う必要があります。
必要な手続きを行わないままマイナ保険証又は資格確認書を使用した場合、組合員又は被扶養者に対して当該医療費を求償する場合がありますのでご注意ください。
- (4) マイナ保険証を保有していない組合員又は被扶養者が70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以降に保険診療を受けようとするときは、負担割合の記載された資格確認書を使用してください。負担割合の記載された資格確認書は、70歳の誕生日の属する月の下旬に、共済組合から交付します。マイナ保険証を保有している方は70歳以降もマイナ保険証での受診が可能のため、資格確認書は交付しません。
- (5) 組合員又は被扶養者が75歳に到達した場合（65歳以上75歳未満の者で一定の障がい状態にあることについて広域連合の認定を受けた方も含む※）、到達日（※に該当する方には障害認定日）以降後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、公立学校校共済組合が発行する資格確認書は使用できません。
- (6) 不正に資格確認書を使用したときは、詐欺罪による刑事処分の対象となります。

3. その他

各種申告・申請書様式は、共済組合のホームページ（URL <https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

記入例についても併せて掲載していますので、記入に当たっては参照の上、誤りのないようにお願いします。

このリーフレットの内容について疑義がある場合は、お手数ですが、公立学校共済組合三重支部 年金・給付班（Tel 059-224-2994）までお問い合わせください。